

京都市保健所条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第 22号）

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

次のとおり、西京保健センターの位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市西京区桂良町1番地の2

変更後の位置 京都市西京区上桂森下町27番地の1

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 22 号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

別表西京保健センターの項中「京都市西京区桂良町1番地の2」を「京都市西京区上桂森下町27番地の1」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)